

旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する規程（令和6年旭医大達第86号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(<u>全学</u> 情報統括責任者)	(情報統括責任者)
第2条 本学に、全学情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。	第2条 本学に、全学情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。
2 CIOは、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。	2 CIOは、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
(<u>副全学</u> 情報統括責任者)	
<u>第3条 本学に、CIOを補佐し、CIOに事故があるときはその職務を代行する副全学情報統括責任者（以下「副CIO」という。）を置く。（新設）</u>	所掌
<u>2 副CIOは、情報基盤センター長をもって充てる。（新設）</u>	
(<u>全学</u> 情報統括責任者補佐)	(情報統括責任者補佐)
<u>第4条 本学に、CIO及び副CIOを補佐するため全学情報統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置く。</u>	第3条 本学に、CIOを補佐するため情報統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。
<u>2 CIO補佐は、情報基盤センター構成員のうちから選任する。</u>	(1) <u>研究・学術情報課技術専門員</u> (2) <u>経営企画部副部長</u>

(任務)

第5条 CIOは、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施並びに最適化計画の策定及び実施を行うこと。
- (2) 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、業務改革を推進し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。

(庶務)

第6条 業務・システムの最適化に関する庶務は、医事課の協力を得て研究・学術情報課において処理する。

(雑則)

第7条 (略)

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。

【改正理由】

本学の情報管理体制の強化を目的とした組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(任務)

第4条 CIOは、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を行う。
- (2) 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を行い、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。

(庶務)

第5条 業務・システムの最適化に関する庶務は、情報基盤センター及び経営企画部の協力を得て研究・学術情報課において処理する。

(雑則)

第6条 (略)